

2022 年度次世代アスリート育成強化選手選考規程

一般社団法人日本障がい者バドミントン連盟
強化委員会

(目的)

第1条 一般社団法人日本障がい者バドミントン連盟（以下、本連盟という）の JPC 次世代アスリート育成強化選手選考基準を明確で、透明性のあるものにするを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本連盟の会員に適用する。

(選考基準)

第3条 選考に当たっては、パラリンピックへの出場を主眼とし、BWF パラバドミントンクラフィケーションマスターリスト登録者及び登録予定者で、以下の条件を満たしたものを。

(選考条件)

第4条 選考に当たっては以下を条件とし、JPC 次世代アスリート育成強化選手の認定は強化委員会内において、厳正に審査し決定する。

- 1) 年齢が 30 歳以下で、第7回日本障がい者バドミントン選手権大会に登録したもの。
- 2) JPC 次世代アスリート育成強化選手として代表活動を行った経験が4年以下のもの。
- 3) JPC 次世代アスリート育成強化選手として礼節と規律を遵守し、日本代表となり得るもの。

(選考方法)

第5条 将来性、適正等を総合的に評価されたもので、強化委員会の推薦を受け、理事会の承認を受けたもの。

(認定期間)

第6条 JPC 次世代アスリート育成強化選手の認定期間は、2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までとする。

(JPC 次世代アスリート育成強化選手の発表及び通知)

第7条 JPC 次世代アスリート育成強化選手の発表及び通知は、以下の通りとする。

- 1) 本連盟のホームページ上での発表
- 2) 認定者への紙面による認定通知書の郵送

(JPC 次世代アスリート育成強化選手の途中選考)

第8条 年度途中において、強化委員会が推薦し、理事会が承認することにより、JPC 次世代アスリート育成強化選手の追加が出来るものとする。尚、追加の際は、別途、選考基準、選考条件を設けるものとする。

(不服申立)

第9条 選手選考に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

附 則 この規程は、2021年12月12日から施行する。